

○ 水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定物質）</p> <p>第三条の三 法第二条第四項の政令で定める物質は、次に掲げる物質とする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 ホルムアルデヒド二 ヒドラジン三 ヒドロキシルアミン四 過酸化水素五 塩化水素六 水酸化ナトリウム七 アクリロニトリル八 水酸化カリウム九 塩化ビニルモノマー十 アクリルアミド十一 アクリル酸十二 次亜塩素酸ナトリウム十三 二硫化炭素十四 酢酸エチル十五 メチルターシャリーブチルエーテル（別名MTBE）十六 トランスー・二ジクロロエチレン十七 硫酸	

十八	ホスゲン
十九	一・二―ジクロロプロパン
二十	クロルスルホン酸
二十一	塩化チオニル
二十二	クロロホルム
二十三	硫酸ジメチル
二十四	クロルピクリン
二十五	りん酸ジメチル 二・二―ジクロロビニル (別名ジクロルボス又はDDVP)
二十六	ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト (別名オキシデプロホス又はESP)
二十七	一・四―ジオキサソ
二十八	トルエン
二十九	エピクロロヒドリン
三十	スチレン
三十一	キシレン
三十二	パラ―ジクロロベンゼン
三十三	N―メチルカルバミン酸ニ―セカンダリ―ブチルフェニル (別名フェノブカルブ又はBPMC)
三十四	三・五―ジクロロ―N―(一・一―ジメチル―ニ―プロピニル)ベンズアミド (別名プロピザミド)
三十五	テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロロタロニル又はTPN)
三十六	チオりん酸O・O―ジメチル―O―(三―メチル―
四―ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP	

三十七	チオりん酸SーベンジルーO・Oージイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
三十八	一・三ージチオランー二ーイリデンマロン酸ジイソ プロピル (別名イソプロチオラン)
三十九	チオりん酸O・OージエチルーOー(二ーイソプロ ピルー六ーメチルー四ーピリミジニル) (別名ダイアジノ ン)
四十	チオりん酸O・OージエチルーOー(五ーフェニルー 三ーイソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
四十一	四ーニトロフェニルー二・四・六ートリクロロフェ ニルエーテル (別名クロルニトロフェン又はCNP)
四十二	チオりん酸O・OージエチルーOー(三・五・六ー トリクロロー二ーピリジル) (別名クロルピリホス)
四十三	フタル酸ビス(二ーエチルヘキシル)
四十四	エチルII(Z)ー三ー「NーベンジルーNー」「メ チル(一ーメチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル 「アミノ」チオ」アミノ」プロピオナート (別名アラニカ ルブ)
四十五	一・二・四・五・六・七・八・八ーオクタクロロー 二・三・三a・四・七・七aーヘキサヒドロー四・七ーメ タノー一Hーインデン (別名クロルデン)
四十六	臭素
四十七	アルミニウム及びその化合物
四十八	ニツケル及びその化合物

四十九 モリブデン及びその化合物

五十 アンチモン及びその化合物

五十一 塩素酸及びその塩

五十二 臭素酸及びその塩

(油)

第三条の四 法第二条第五項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

一 七 (略)

(貯油施設等)

第三条の五 法第二条第五項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一・二 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定

(油)

第三条の三 法第二条第四項の政令で定める油は、次に掲げる油とする。

一 七 (略)

(貯油施設等)

第三条の四 法第二条第四項の政令で定める施設は、次に掲げる施設であつて、別表第一に掲げる施設以外のものとする。

一・二 (略)

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の長及び同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の長並びに福島市、市川市、松戸市、市原市、八王子市、町田市、藤沢市及び徳島市の長（以下この条において「指定都市の長等」という。）が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、指定

都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項及び第十四条の二第一項から第三項までの規定による届出の受理に関する事務

二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十四条の二第四項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

三〇十一 (略)

都市の長等に関する規定として指定都市の長等に適用があるものとする。

一 法第五条から第七条まで、第十条、第十一条第三項、第十四条第三項並びに第十四条の二第一項及び第二項の規定による届出の受理に関する事務

二 法第八条、第八条の二、第十三条第一項及び第三項、第十三条の二第一項、第十四条の二第三項、第十四条の三第一項及び第二項並びに第十八条の規定による命令に関する事務

三〇十一 (略)

改正案	現行
<p>（事故時の措置を要する物質又は油）</p> <p>第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の四各号に掲げる油とする。</p> <p>（事故時の措置の規定が適用されない場合）</p> <p>第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の四各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。</p> <p>三 （略）</p>	<p>（事故時の措置を要する物質又は油）</p> <p>第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の三各号に掲げる油とする。</p> <p>（事故時の措置の規定が適用されない場合）</p> <p>第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の三各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定に基づく条例で定める基準に適合するとき。</p> <p>三 （略）</p>

○ 湖沼水質保全特別措置法施行令（昭和六十年政令第三十七号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第七条第一項の政令で定める規模） 第二条 湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）第七 条第一項の政令で定める規模は、一日当たりの平均的な排出 水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二 条第六項に規定する排水をいう。）の量が五十立方メート ルであるものとする。</p>	<p>（法第七条第一項の政令で定める規模） 第二条 湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）第七 条第一項の政令で定める規模は、一日当たりの平均的な排出 水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二 条第五項に規定する排水をいう。）の量が五十立方メート ルであるものとする。</p>